

宮城県森林審議会森林保護部会議事録

日 時：平成29年12月20日（水）

午前10時30分から午前11時50分まで

場 所：宮城県庁行政庁舎4階 特別会議室

議 事

- 対策対象松林の区域の変更について
- 宮城県防除実施基準の変更について
- 平成30年度農林水産大臣命令について



宮城県森林審議会森林保護部会議事録

1 開会（司会：事務局）

森林保護部会は5名の委員で構成され、本日4名の委員の出席があり、宮城県森林審議会規程第8条第5項により会議の成立を報告した。また、県情報公開条例第19条及び宮城県森林審議会規程第9条に基づき、審議会を公開とすることを確認した。

2 挨拶（佐藤部会長）

只今、紹介のありました、森林保護部会の部会長の佐藤でございます。会議の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本部会は、森林審議会規程に基づき、森林病虫害の防除に関する事項を審議することとされております。宮城県においては、松くい虫による森林被害対策が重要な課題のひとつとなっております。

さて、本県の松くい虫被害の状況ですが、県によりますと、平成28年度の被害量は対前年度比83パーセントとなる13,700立方メートルに減少したとのことであります。また、本県の重要松林であり、国内有数の観光地である特別名勝「松島」地域の被害量も、平成28年度は対前年度比66パーセントとなる6,140立方メートルに減少したとのこと。被害が減少してきた背景としては、被害予防のための薬剤空中散布、地上散布及び樹幹注入、並びに被害木を除去する伐倒駆除等を総合的に実施し、被害の拡大防止に向けて取り組んできた成果が現れてきたものと感じております。

本県には、特別名勝「松島」の松林に代表される、特有の景観の形成によって文化的価値を有している松林や、海からの風や潮から農地や住宅地を守る機能を果たしている松林など、県民のかけがえのない共有財産である松林が多数ございます。松くい虫被害対策が所期の目的を達成するためには、実効性のある計画と、当審議会委員をはじめ関係者の皆様方による団結した取組が必要不可欠であり、県を始めとする関係機関におかれては、引き続き適切な防除対策を行い、松くい虫被害を終息の方向に向かわせることができますよう、必要な取り組みをよろしくお願いします。

本日は、お手元の次第にありますとおり、「対策対象松林の区域の変更」、「宮城県防除実施基準の変更」並びに「平成30年度農林水産大臣命令」の3点について審議をいただくことになっております。委員の皆様方の忌憚のない御意見をいただき、本部会の目的が十分に果たせますようお願い申し上げ、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

3 出席者紹介等（司会：事務局）

会議に先立ちまして、本日御出席をいただいております委員の皆様をお手元に配布しております出席者名簿に従いまして御紹介させていただきます。

東北森林管理局仙台森林管理署署長の齋藤委員です。

宮城県林業経営者協会会長の佐藤委員です。

株式会社伝統建築研究所代表取締役の高橋委員です。

尚綱学院大学環境構想学科准教授の鳥羽委員です。

- 県職員の紹介 (略)
- 日程説明 (略)
- 資料確認 (略)

4 審議事項

【司会：事務局】

本日の審議事項であります「対策対象松林の区域の変更について」、「宮城県防除実施基準の変更について」及び「平成30年度農林水産大臣命令について」は、宮城県森林審議会規程第8条第3項第1号の規定により、森林保護部会において審議する事項となっておりますので、当部会で御審議いただくこととなります。

それでは早速議事に入らせていただきたいと思います。議事の進行につきましては、宮城県森林審議会規程第8条第5項の規定により、議長は部会長が当たることとなっております。それでは、佐藤部会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

【佐藤部会長】

それでは、議事を進行させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、本日の議事録署名委員を指名させていただきたいと思っております。齋藤委員と鳥羽委員にお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〈了承の声〉

続きまして、3の審議事項に入らせていただきます。平成29年12月5日付けで知事から諮問のありました(1)「対策対象松林の区域の変更について」、(2)「宮城県防除実施基準の変更について」及び(3)「平成30年度農林水産大臣命令について」であります。事務局から説明をお願いします。

- 宮城県の松くい虫被害発生状況及び対策について
 - (1) 事務局説明 資料1について事務局から説明を行った。
 - (2) 質疑応答

【佐藤部会長】

ただ今説明いただきましたが、御質問はございますか。

松島地区の被害が多いようですが、やはり震災後の防除対策が遅れたことが原因で増えたとお考えなんでしょうか。

【田中森林整備課長】

やはり、震災により継続して行ってきた特別防除、いわゆる空中散布が2年間ほどできなかったこと、津波の影響等もありまして、被害地では人海戦術で伐倒駆除を行っているわけですが、人が近寄れなかったということもあり、その防除が滞った2年間において被害が増えたという理解でおります。

【佐藤部会長】

その他に御質問等ございますか。ないようですので、引き続き説明をお願いします。

○ 対策対象松林の区域の変更について

- (1) 事務局説明 資料2について事務局から説明を行った。
- (2) 質疑応答

【佐藤部会長】

ただ今説明をいただきましたが、御質問はございますか。

【鳥羽委員】

根本的なことなのですが、これらはどなたかが現場に行って、松がないことを確認しているというのはもちろんされているのですよね。写真もありますか。

【田中森林整備課長】

そのとおりです。

【鳥羽委員】

私たちは林班の数字だとか書類上で確認するわけで、直接現場に行くわけではないので、実際にこういう理由で変更しますと言われて、はいそうですかという状況になってしまうので、一抹の不安を感じるのですが、確認されているということを前提に審議事項として取り上げているという認識でよろしいでしょうか。

【田中森林整備課長】

そのようにお願いしたいと思います。

【佐藤部会長】

4ページの栗原市において、解除後は地区保全森林に指定するとありますが、ということは次年度下の参考のところに出てくるという形になるのでしょうか。

【田中森林整備課長】

そのとおりです。次年度編入することになります。

【佐藤部会長】

その他に御質問等ないようですので、引き続き審議事項2の「宮城県防除実施基準の変更について」説明をお願いします。

○ 宮城県防除実施基準の変更について

- (1) 事務局説明 資料3について事務局から説明を行った。
- (2) 質疑応答

【佐藤部会長】

ありがとうございました。それでは御質問等ございましたらお願いします。

【高橋委員】

こういった範囲の見直しは市町村の方から上がってくるものなののでしょうか。今後も随時見直しが行われるものなののでしょうか。

【田中森林整備課長】

あくまで要望があつて実施しておりますし、市町村からの松が少なくなって空中散布より効率的に樹幹注入といった他の防除に切り替えるという要望に基づいて、今回こういった措置をとらせていただきました。

【佐藤部会長】

1 ページの下の方に松の現存量が減少したためということで、だいぶ減少したのだと思いますが、富谷市は団地に人が多く住んでいますので、開発により松林が少なくなっているということも関係しているのでしょうか。

【田中森林整備課長】

少なからずその影響はあるとは思いますが、今回守るべき松林として位置付けられている場所についてはまだそこまで開発が進んでおらず、やはり松くい虫被害が進行して松の蓄積量が減少したという理解でおります。

【佐藤部会長】

他に御質問ないようですので、引き続き審議事項3「平成30年度農林水産大臣命令について」事務局から説明をお願いします。

○ 平成30年度農林水産大臣命令について

- (1) 事務局説明 資料4について事務局から説明を行った。
- (2) 質疑応答

【佐藤部会長】

ありがとうございます。それでは事務局からの説明に対して御質問等ございますでしょうか。

昨年度まで審議事項になかったのはなぜなのでしょう。

【田中森林整備課長】

基本的には、審議事項とするべきなのですが、県全体というより気仙沼地区の一部に集中して行っていたことから省略しておりましたが、本来審議事項とするべきでしたので今回から審議事項とさせていただきます。御理解いただきたいと思います。

【佐藤部会長】

個人的な意見なのですが、こういった地区の伐倒駆除は非常に危険なので、是非危険対策を講じながら防除対策をしていただきたいと思います。私ども発注を受けた側としては困る地域でもあるので、御配慮願いたいと思います。

【田中森林整備課長】

伐倒駆除につきましては、海岸沿いの崖地での作業があるので非常に危険な作業でもあります。やはり人力だけでは限界がありますので、ヘリコプターを使って吊しながら搬出するヘリ搬出という方法を採用している地域もありますので、どうしても伐採しなければならないものがある場合はそういった手法を使いながら安全第一で進めて参りたいと考えております。

【佐藤部会長】

その他御質問等がございますか。ないようですので、それでは審議事項についてお諮りしたいと思います。ただいま3つの案件ございましたが、一括して承認させていただいてもよろしいでしょうか。

〈異議なしの声〉

「異議なし」ということでございますので、審議については、「原案のとおり適当と認める」旨の答申をすることになりましたのでよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、審議事項については終了したいと思います。

5 情報提供

- ナラ枯れ被害とその対策について及び平成29年度松くい虫防除薬剤空中散布に伴う影響調査について
 - (1) 事務局説明 資料6, 7, 8について事務局から説明を行った。
 - (2) 質疑応答

【佐藤部会長】

ただいま説明がありました。御質問等ございますか。

【鳥羽委員】

宮城県以外ではこういった結果は公表されているのですか。

【事務局】

当県以外でも調査を行っているところはございますが、当県は比較的多くの調査を行っておりまして、簡易な調査のみ行っている県もございます。いずれ林野庁に報告することとなっておりますが、インターネットの検索エンジン等で国の林政審議会を検索した場合に、添付資料として調査結果が載っていることもございます。

【鳥羽委員】

せっかくこれほどちゃんとした調査をしているのにもったいないなというか、他のところとかと一緒にこれからの対策などに使っていければいいなと思います。

【事務局】

当県の結果につきましては、先月開催された松くい虫防除対策協議会の会議録をホームページで公開しておりまして、その添付資料として載せてあります。

【佐藤部会長】

先ほどのナラ枯れは、ブナは被害がなく、同じブナ科のコナラなどのナラ類ばかりなのでしょうか。

【事務局】

ナラ枯れはブナ科の樹木が枯れるのですが、ブナにはカシノナガキクイムシが入らず、ブナでナラ枯れ被害は確認されておりません。

【佐藤部会長】

なお、こういった基礎調査もしっかりされているようなので、安心しております。

質問もないようですので、以上をもちまして議事を終了いたします。御協力ありがとうございました。

【司会：事務局】

佐藤部会長ありがとうございました。それでは委員の皆様からその他に何かありますでしょうか。他になければ、事務局から何かありますでしょうか。

【司会：事務局】

それでは以上をもちまして、宮城県森林審議会森林保護部会の一切を終了させていただきます。本日は、誠にありがとうございました。

〈 閉 会 〉

議事録署名委員

平成 30 年 1 月 15 日

委員 鳥羽 妙 

委員 齋藤 哲 

